

国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程

平成16年度九大就規第12号
施行：平成16年4月1日
最終改正：平成27年3月30日
(平成26年度九大就規第13号)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号）第15条第1項の規定に基づき、国立大学法人九州大学に勤務する教員の定年について定めるものとする。

第2条 教員の定年は、65歳とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の定年は、70歳とする。

- (1) 文化勲章又はノーベル賞を授与された者
- (2) 総長が前号に掲げる賞に相当すると認める賞を授与された者

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、生年月日が次表の左欄に掲げる年月日に該当する教員の定年は、同表右欄に掲げる年齢とする。

| 生年月日 | 定年年齢 |
|---------------------|------|
| 昭和16年4月2日～昭和22年4月1日 | 63歳 |
| 昭和22年4月2日～昭和24年4月1日 | 64歳 |

附 則（平成26年度九大就規第13号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。